

[事案 2023-95] 配当金支払請求

・令和6年3月15日 裁定終了

<事案の概要>

配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年4月に契約した終身保険について、以下の理由により、配当金を支払ってほしい。

- (1) 申込手続き時に受け取った設計書には、80歳時の受取額例として、「積立配当金累計額…80才506万円」と記載されている。
- (2) 設計書記載の積立配当金累計額のとおりでなくてもよいので、時代に合わせて計算した積立配当金の支払いを求める。設計書の積立配当金の金額は、今後変動すること、支払いを約束するものではないこと等の記載があることは知っているが、ゼロではないはずである。
- (3) 保険会社が積立配当金の算定方法、運用実績を開示しないことは問題である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配当金の原資は、契約者が支払った保険料と実際に要する保険費用との間の差益の中から生じるものであり、配当金は各年度の決算により変動し、契約締結時に確定できないものであることから、設計書には、配当金は今後変動することがあること、将来の支払いを約束するものではないことを明記している。
- (2) 本契約は、予定利率の比較的高い時期に加入されたものであり、その後低金利の継続や株式市場低迷等の影響を受け、契約時に見込んでいた予定利率を実際の運用利回りが下回る状況が続いたため、配当金が大幅に減少することとなった。当社は、申立人に対し、平成16年5月に積立配当金約5万円を支払っている。
- (3) 保険業法111条および生命保険協会が定める開示基準は、契約者配当の状況について概括的な説明を2期分行うことのみを定めており、配当金の算出に使用する配当基準利回りのような詳細な項目の開示まで求めるものではない。当社は、当該開示基準を充たす情報開示を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続き時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。